第 3427 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年12月28日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 死亡退職手当金の取扱い

Q：父が亡くなり、会社から退職金が支給されるとのことですが、会社には退職給与規定がなく、受取人を指定して欲しいといわれています。このような場合、相続税の申告はどのようにすればいいのですか？

A：分割協議が整っている場合には、その内容により、分割協議が整っていないときは相続人全員で均分したものとして申告します。

【解説】

相続税では、退職手当金の支給を受けた者について、次のように規定しています。

① 退職給与規定その他これに準ずるものの定めにより、その支給を受ける者が具体的に定められている場合・・・その退職給与規定により定められた者

② 退職給与規定等により、支給を受ける者が具体的に定められていない場合、又はその被相続人が退職給与規定等の適用を受けない者である場合

イ. 相続税の申告書を提出するとき等までにその退職手当金等を現実に取得した者があるとき・・・その取得した者

ロ. 相続人全員の協議により、退職手当金等の支給を受ける者を定めたとき・・・その定められた者

ハ. イ及びロ以外のとき・・・相続人全員(相続人が数人いる場合には、均等額となります)

したがって、分割協議が整っていない場合には、相続人全員が均等額で取得したものとして申告することになります。